

速報！さくらユウワ通信

新型コロナウイルスの影響に対する支援策

3/3付臨時号でお伝え致しました熊本県等からの支援策について、追加・変更内容等をご案内いたします。

熊本県

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_31552.html

○金融円滑化特別資金(新型コロナウイルス感染症対策分(県独自+国セーフティネット保証4号))の拡充

- ・熊本地震分の借入残の借換えを可能とし、1年間の返済猶予と返済期間の延長による月々の返済負担軽減を実現
- ・1者あたりの融資上限額を拡大(通常枠5千万円→8千万円、セーフティネット保証特別枠5千万円→8千万円)
- ・融資枠を100億円→200億円に。

金融円滑化特別資金		
要件	融資限度額	責任共有
以下の いずれか に該当 ・直近1か月の売り上げが前年同月比より減少 ・今後2か月の売り上げが前年同期比より減少見込み	8,000万円	代弁時 金融機関 20%負担
金融円滑化特別資金(セーフティネット保証4号)		
要件	融資限度額	責任共有
以下の 両方 に該当 ・直近1か月の売り上げが前年同月比 20% 以上減少 ・今後2か月の売り上げが前年同期比 20% 以上減少見込み	16,000万円	100%保証

※両制度とも熊本地震関連の借り換え可能

○農林漁業者向け金融支援制度の創設【融資枠40億円】

- ・経営が悪化した農林漁業者に対し、**保証料不要・3年間無利子**の貸付金制度を創設。既存の農林漁業セーフティネット資金も3年間の無利子化を実施。※借入期間については金融機関・県・市町村との協議が整い次第直ちに。

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_31524.html

○県営住宅使用料、県税の納付等に係る柔軟な対応

- ・所得税申告期限の延長と合わせた個人事業税の申告期限の延長(3月16日→4月16日)その他、個別の相談に柔軟に対応。

熊本市

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=27371&class_set_id=2&class_id=143

上記「金融円滑化特別資金」借入に際する利子補給

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の融資を受けた者。 ■融資実行日から利子補給の申請日まで、継続し熊本市内で事業を営んでいる者。
補給期間	融資実行月から3年以内の最終償還日まで
利率上限	2.3%
補給対象借入額	8,000万円「新型コロナウイルス感染症対策分」並びに「セーフティネット保証4号、新型コロナウイルス感染症分」の新規資金需要にかかる合計借入額8,000万円を上限とする。
補給の申請	各年12月までの利子分を翌年1月～2月に申請
補給率	全額
備考	<ul style="list-style-type: none"> ■県制度融資の運用開始日から適用 ■県及び市制度融資(熊本地震分)からの借り換えが可能

令和2年度の手続の流れ

- ①融資を受けた事業者には、熊本市から直接申請書等を発送(令和3年1月)
- ②申請書等に記入後、熊本市へ提出(令和3年1月～2月)
※別途、利用金融機関より「利子支払実績証明書」の発行してもらう必要あり。
- ③熊本市から利子補給額の支払い(令和3年3月予定)